

昭和60年2月15日
公安委員会訓令第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「法」という。)第38条から第38条の3まで及び少年指導委員規則(昭和60年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。)に定める少年指導委員(以下「指導委員」という。)の委嘱手続等について、必要な事項を定めるものとする。

(委嘱手続)

第2条 公安委員会は、指導委員を配置する地域を定めたときは、当該地域を管轄する警察署長に指導委員を推薦させるものとする。

2 警察署長(以下「署長」という。)は、前項の規定に基づき指導委員を推薦するときは、次の各号に掲げる要件に該当する者を推薦するものとする。

(1) 自署の管轄区域に住居又は勤務地を有し、当該地域の実情に精通していること。

(2) 法第38条第1項に規定する要件を満たしていること。

3 公安委員会は、署長が推薦した者について審査し、適任と認めるときは、活動区域を定めて委嘱するものとする。

4 前項の委嘱は、委嘱状(様式第1号)を交付して行うものとする。

5 公安委員会は、指導委員を委嘱したときは、指導委員の氏名、連絡先及び活動区域を当該区域の住民に周知させるための措置をとるものとする。

(少年指導委員の証の交付)

第3条 指導委員を委嘱したときは、少年指導委員の証(様式第2号)を交付するものとする。

2 署長は、指導委員が法第38条第2項に掲げる職務を行うときは、少年指導委員の証を携帯させるものとする。

(少年指導委員証の保管及び交付)

第4条 少年指導委員証(規則別記様式)は署長が保管し、指導委員が法第38条の2第1項の規定による立入りをを行う都度、これを交付して携帯させるものとする。

(少年指導委員の証等の再交付)

第5条 署長は、自署の管轄区域を活動区域とする指導委員から少年指導委員の証又は少年指導委員証(以下「少年指導委員の証等」という。)を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損した旨の届出を受けたときは、必要な調査を行った後、速やかに公安委員会に対して再交付の手続をとるものとする。

(少年指導委員の証等の返納)

第6条 署長は、自署の管轄区域を活動区域とする指導委員が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに少年指導委員の証等(第4号の場合にあっては発見し、又は回復した少年指導委員の証等)を返納させるものとする。

(1) 解嘱されたとき。

- (2) 任期が満了したとき。
- (3) 辞任したとき。
- (4) 少年指導委員の証等の再交付を受けた後において亡失した少年指導委員の証等を発見し、又は回復したとき。

(解嘱事由の認知報告)

第7条 署長は、指導委員が法第38条第6項各号に規定する解嘱事由に該当することを認知したときは、速やかに公安委員会に報告しなければならない。

(弁明の機会供与)

第8条 規則第8条に規定する解嘱理由の通知は、弁明をなすべき期日の2週間前までに行うものとする。

- 2 弁明の機会供与の手続については、兵庫県公安委員会弁明の機会の供与に関する規程(昭和35年兵庫県公安委員会訓令第12号)に定めるところによる。

(本部長への委任)

第9条 この規程を実施するために必要な事項は、警察本部長が定める。

附 則

この規程は、昭和60年2月15日から施行する。

附 則 [平成6年3月31日
公安委員会訓令第1号]

- 1 この訓令は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現にあるこの訓令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを使用することができる。

附 則 [平成8年3月7日
公安委員会訓令第1号抄]

(施行期日)

- 1 この訓令は、行政手続条例の施行の日から施行する。

附 則 [平成19年4月5日
公安委員会訓令第3号]

この規程は、平成19年4月6日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

第 号

委 嘱 状

殿

あなたを 年 月 日から 年 月 日までの間

を活動区域とする少年指導委員に委嘱します

年 月 日

兵庫県公安委員会

様式第2号（第3条関係）

No.

少年指導委員の証

写真

活動区域

氏名

(年 月 日生)

年 月 日 兵庫県公安委員会 印

8.5

5.5

4.5

7.5

- 注 1 色彩は、縁を青色、文字を黒色、地を白色とする。
- 2 図示の長さの単位は、センチメートルとする。